

田原市社協ヘルパーステーション指定第1号訪問事業（訪問型サービス）運営規程

（事業の目的）

第1条 社会福祉法人田原市社会福祉協議会が設置する田原市社協ヘルパーステーション（以下「事業所」という。）において実施する東三河広域連合介護予防・日常生活支援総合事業における指定第1号訪問事業（訪問型サービス）（以下「訪問型サービス」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、要支援状態等にある利用者に対し、訪問型サービスの円滑な運営管理を図るとともに、利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った適切な訪問型サービスの提供を確保することを目的とする。

（運営の方針）

第2条 訪問型サービスは、利用者が可能な限りその者の居宅において、その状態を踏まえながら生活援助等の支援を行うことにより、利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。

2 事業の実施に当たっては、東三河広域連合、利用者の所在する市町村、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、他の居宅サービス事業者、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。

3 事業の実施に当たっては、利用者の状態等を踏まえながら、生活援助等の支援を行うことにより、利用者の心身の機能回復を図り、もって生活機能の維持又は向上を目指すものとする。

4 訪問型サービスの提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、関係機関への情報の提供を行う。

（事業の運営）

第3条 訪問型サービスの提供に当たっては、事業所の従業者によってのみ行うものとし、第三者への委託は行わないものとする。

（事業所の名称等）

第4条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

(1) 名 称 田原市社協ヘルパーステーション

(2) 所在地 田原市赤羽根町赤土1番地

（従業者の員数及び職務の内容）

第5条 事業所における従業者の員数及び職務の内容は、次のとおりとする。

(1) 管理者 1名

管理者は、従事者及び業務の管理を一元的に行うとともに、訪問型サービスの実施に関し、事業所の従事者に対し遵守すべき事項について指揮命令を

行う。

(2) サービス提供責任者 常勤換算 2.5 以上

サービス提供責任者は、訪問型サービスの提供及び管理に必要な次に掲げる業務を行う。

ア 訪問型サービス個別計画の作成・変更等を行い、利用の申込みに係る調整をすること。

イ 利用者の状態の変化や訪問型サービスに関する意向を定期的に把握すること。

ウ サービス担当者会議への出席等により、地域包括支援センター等との連携を図ること。

エ 訪問介護員等(サービス提供責任者を除く。以下この条において同じ。)に対し、具体的な援助目標及び援助内容を指示するとともに、利用者の状況についての情報を伝達すること。

オ 訪問介護員等の業務の実施状況を把握すること。

カ 訪問介護員等の能力や希望を踏まえた業務管理を実施すること。

キ 訪問介護員等に対する研修、技術指導等を実施すること。

ク その他訪問型サービス内容の管理について必要な業務を実施すること。

(3) 訪問介護員等 常勤換算 2.5 以上

訪問介護員等は、訪問型サービスの提供を行う。

(営業日及び営業時間)

第 6 条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日 月曜日から日曜日までとする。ただし、毎月第 3 日曜日及び 1 月 1 日から 1 月 3 日までを除く。

(2) 営業時間 午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までとする。ただし、利用者の要望に応じて営業時間外の提供も行う。

(3) サービス提供時間 午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までとする。ただし、利用者の要望に応じて営業時間外の提供も行う。

(訪問型サービスの内容)

第 7 条 事業所で行う訪問型サービスの内容は、次のとおりとする。

(1) 訪問型サービス個別計画等の作成

(2) 生活援助に関する内容

ア 調理

イ 衣類の洗濯、補修

ウ 住居の掃除、整理整頓

エ 生活必需品の買物

オ その他必要な家事

(3) 身体介護に関する内容

- ア 排せつ・食事介助
- イ 清拭・入浴・身体整容
- ウ 体位変換
- エ 移動・移乗介助・外出介助
- オ その他の必要な身体の介護
(利用料等)

第8条 訪問型サービスを提供した場合の利用料の額は、「東三河広域連合介護予防・日常生活支援総合事業第1号事業支給費の額を定める要領」に規定する額とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、利用者から本人負担分の支払を受けるものとする。

- 2 訪問型サービスの提供の開始に際しては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該訪問型サービスの内容及び費用に関し事前に文書で説明した上で、その内容及び支払に同意する旨の文書に署名を受けるものとする。

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は、田原市及び豊橋市(杉山町・老津町・城下町・赤沢町)の区域とする。

(衛生管理等)

第10条 従事者の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努めるものとする。

(緊急時等における対応方法)

第11条 従事者は、訪問型サービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講じるとともに、管理者に報告する。また、主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講じるものとする。

- 2 訪問型サービスの提供により事故が発生した場合は、利用者の所在する市町村、利用者の家族、利用者に係る地域包括支援センター、居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。

- 3 利用者に対する訪問型サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

(苦情処理)

第12条 訪問型サービスの提供に係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、提供した訪問型サービスに関し、介護保険法(平成9年法律第123号)第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

3 事業所は、提供した訪問型サービスに係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(個人情報保護)

第13条 事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取扱いに努めるものとする。

2 事業者が得た利用者又はその家族の個人情報については、事業者での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとする。

3 従事者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持するものとする。

4 事業所は、従事者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とするものとする。

(虐待防止に関する事項)

第14条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の事項を講ずるものとする。

(1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催し、その結果について職員に周知徹底を図ること。

(2) 虐待防止のための指針を整備すること。

(3) 職員に対し虐待の防止のための研修を定期的実施すること。

(4) 前号の事項を適切に実施するための担当者を置くこと。

(身体拘束等の禁止)

第15条 身体拘束の適正化のための指針を定め、緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体拘束等」という)を行いません。

(職場におけるハラスメントの防止)

第16条 適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動(セクシャルハラスメント)又は優越的な関係を背景とした言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたもの(パワーハラスメント)により従業者の就業環境が害されることを防止するため、ハラスメント防止対策に関する基本方針を策定し、必要な措置を講じる。

2 顧客等からの著しい迷惑行為(カスタマーハラスメント)の防止のため

めの措置を講じる。

(業務継続計画の策定)

第17条 感染症や非常災害の発生時において、業務を継続的に実施、再開するための計画を策定し、必要な研修及び訓練を定期的に行うなどの措置を講じる。

(感染症の予防及びまん延防止のための措置)

第18条 感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する感染対策委員会を設置し、指針の整備、研修及び訓練を実施する。

(事業の廃止又は休止の届出及び便宜の提供)

第19条 事業所は、事業を廃止し、又は休止しようとするときは、その廃止又は休止の日の1月前までに、次に掲げる事項を田原市へ届け出なければならない。

(1) 廃止し、又は休止しようとする年月日

(2) 廃止し、又は休止しようとする理由

(3) 現に訪問型サービスを受けている者に対する措置

(4) 休止しようとする場合にあっては、休止の予定期間

(その他運営に関する重要事項)

第20条 事業所は従業員の資質向上のために研修の機会を設けるものとする。

2 事業所は、訪問型サービスに関する諸記録を整備し、その訪問型サービス提供をした日から最低5年間は保存するものとする。

3 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、社会福祉法人田原市社会福祉協議会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。